

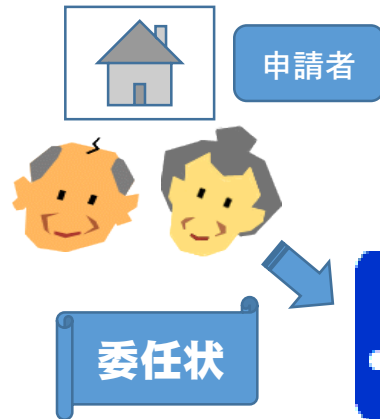
取消申請者本人が、体の不自由等の理由により窓口に来庁できない場合、親族等が代理人として、運転免許証の取消申請の手続きができるようになりました。（申請時に委任状の提出のほか、取消申請者本人に対して電話確認が行われます）

平成28年11月1日受付開始

委任状の用紙交付
（手続きの説明）

委任状の作成
（代理人に依頼）

窓口から電話による確認
（申請者本人の意思）



運転免許証の取消し

運転経歴証明書の
申請・交付

代理人が来庁（運転免許センター、警察署、広域交番）

代理人が来庁（運転免許センター、警察署、広域交番）

詳細については、島根県運転免許センター（免許係）にお問い合わせください。

松江市打出町250-1 電話 0852(36)7400